平成２３年（フ）第２７８号
岡山県倉敷市船穂町船穂525番地４　安原借家１号
債務者　池野雪千保
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１１４２号
埼玉県鳩ヶ谷市桜町３丁目６番14号
債務者　町田　　實
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４３号
埼玉県鳩ヶ谷市桜町３丁目６番14号
債務者　町田　法子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７１号
埼玉県川口市東領家２丁目29番22号　レオパレスプラムⅡ107号、旧住所埼玉県三郷市鷹野１丁目74番地７
債務者　須田　智敬
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３１号
埼玉県蕨市錦町６丁目６番22号
債務者　栗原　聡美（旧姓箕田）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１３号
埼玉県さいたま市見沼区大字中川840番地３グリーンパーク中川101号
債務者　峯岸美由紀
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３６号
埼玉県志木市本町５丁目１番23―207号
債務者　清水美代子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４２４号
さいたま市南区曲本５丁目１番２号　コーポ松本201
債務者　佐藤　和枝
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３６号
埼玉県桶川市大字加納2044番地の74
債務者　及川　昌子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２５号
岩手県下閉伊郡山田町山田第５地割52番地９
債務者　上澤　勝広
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第２７号
岩手県下閉伊郡山田町船越第３地割40番地１山の内団地1803号
債務者　横田　徳幸
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時40分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第１３２号
栃木県栃木市祝町２番22号
債務者　桂山和子こと　李　　玉花
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１２６６号
東京都福生市大字熊川1315番地都営熊川アパート９―203
債務者　齊藤　正子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２６７号
東京都福生市大字熊川1315番地都営熊川アパート９―203
債務者　齊藤　良平
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４５０号
静岡県焼津市下小田639番地の４
債務者　増井佐枝子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８０号
静岡市駿河区丸子新田478番地の７　ＳＡＭＩＡ21―102号
債務者　横田川和美
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部